

食品衛生法第 18 条第 1 項に基づく「器具及び容器包装」に係る規格基準に関する 食品安全委員会への食品健康影響評価について

1. 経緯

フタル酸エステルはポリ塩化ビニルを主成分とするプラスチックの可塑剤として汎用される化学物質である。

食品用の器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制については、我が国では、2002 年 8 月、油脂または脂肪性食品を含有する食品に接触する器具・容器包装について、ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂におけるフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)の使用を原則禁止しているところであるが、E U、米国では、食品用の器具・容器包装については、我が国同様、脂肪性食品と接触する製品についての DEHP の使用を原則禁止していることに加え、乳幼児用の飲食器については、育児用品としておもちゃ同様に DEHP、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)又はフタル酸ベンジルブチル(BBP)の使用制限を実施している。

このような状況を踏まえ、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会に対し、食品用器具・容器包装の規格基準の一部改正について諮問がなされ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において審議を行った結果、食品用器具・容器包装におけるフタル酸エステルの使用について次のとおり意見がとりまとめられ、必要な改正を行うこととされたところである。

①一般の器具容器包装の取り扱い

油脂及び脂肪性食品を含有する食品に接触して使用されるポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具・容器包装について、現在原則使用を禁止している DEHP に加え、DEHP と類似した毒性を有する DBP 及び BBP については、DEHP の代替物質として使用されることがないように、適切な対応が必要と考えられる。

②専ら乳幼児が用いる飲食器の取り扱い

マウシングによる曝露リスクを考慮すると、乳幼児が口に接触する製品からの曝露を少しでも低減することが重要であり、より安全側に立ってリスク管理を検討した結果、乳幼児が用いる飲食器の可塑化された材料からなる部分については、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジオクチル、フタル酸ジブチル、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)又はフタル酸ベンジルブチルを 0.1%を超えて含有してはならないとすることが望ましいと考えられる。

本件は、上記結果を踏まえ、食品安全法第 24 条第 1 項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、パブリックコメントの募集や WTO 通報を行い、その結果を踏まえて、薬事・食品衛生審議会において、器具及び容器包装に係る規格基準の改正について検討する。